暮らしサポート

「老人ホーム入居権を代わりに申し込んで」という電話は詐欺です

突然知らない業者から「老人ホームのパンフレットが届いたら連絡してほしい」と電話で頼まれた。数日後に届いたので連絡すると「両親を入居させたい人がいるが、1人分しかないので権利を譲ってほしい。申込書に署名し、代わりに申し込んで」と指示され、実行した。2日後にその老人ホームから「名義貸しは違法行為で罪になる。100万円を払えば名前を消す」と言われ、怖くなって宅配便で現金を送った。すると老人ホームの監査人と称する人から電話で「まだ罪が消えていない。貯金はいくらあるか」と聞かれ、600万円と答えると「あと600万円支払え、さもないとパトカーが行く」と言われた。

（当事者：70歳代女性）

【ひとこと助言】

「老人ホーム入居権」に関する劇場型勧誘（買え買え詐欺）が依然として続いています。不審な電話は相手にせず、すぐに電話を切ってください。

「名義を貸すだけ」等と説明があっても、後からさまざまな口実で金銭を要求されます。一度お金を払ってしまうと、次々に請求されることがあるうえ、取り戻すことは極めて困難です。不安に感じても絶対に払ってはいけません。

「好転反応」と言われても健康被害が出たら利用は中止

以前から続いている耳鳴りが治るのではとの思いから、電位治療器の無料体験に通い、その後機器を購入した。使用すると指先にかゆみを感じたので、担当者に症状を伝えると、「好転反応だから使用し続けて」と言われた。その後1週間使用したところ、かゆみが指先から体中へ広がったため使用を止めた。体調不良になり困っている。

（当事者：70歳代男性）

【ひとこと助言】

健康器具や健康食品、化粧品、エステティックサービス等の利用後に湿疹、下痢、頭痛などの症状が発生した際、事業者から「好転反応（回復に向かう過程の一時的現象）だから」等と継続することを勧められ、症状が持続・悪化したという相談が寄せられています。

事業者の「好転反応」「毒素が出ている」等の説明は、利用を継続させるためのセールストークである場合もあり、うのみにしてはいけません。

利用する際は、体調の変化に注意し、健康被害が出たら利用をいったん中止して、早めに医師に相談しましょう。

キャッシュカードと暗証番号をだまし取る詐欺に注意

取引のある銀行名を名乗り「あなたの個人情報が漏れているのでキャッシュカードを交換する」と電話があった。約1週間後、新しいカードや書類、返信用封筒が届き、「今使っているカードと、書類へ暗証番号を記載して返送するように」と書いてあった。

（当事者：70歳代女性）

【ひとこと助言】

実際に取引のある銀行を装って偽のキャッシュカードを送りつけ、「交換」等と称して、使用中のキャッシュカードと暗証番号を送らせる事例が報告されました。

金融機関がキャッシュカードを返送させたり暗証番号を尋ねたりすることは決してありません。このような連絡を受けても、絶対に返送しないでください。

（全て国民生活センター見守り新鮮情報より抜粋）

司法書士による無料法律相談

司法書士会より司法書士相談員が派遣され、消費生活に関する相談が無料で受けられます。相談の2日前までにご予約ください

◇日時　5月29日（金）午前9時30分～11時30分

◇相談場所・受付　美浦村消費生活センター

消費生活に関する相談は

◇村消費生活センター（消費生活相談全般）☎885-7141（直通）
月・水・木・金　午前9時～正午、午後1時～4時
（相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。）
※相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください。

◇消費者ホットライン（全国共通）☎0570-064-370（まもろうよ みんなを）

◇県警悪質商法110番（訪問販売や悪質業者に絡む各種相談）
午前8時30分～午後5時15分　☎029-301-7379